

## 大分DMA T設置運営要綱

制定	平成19年	11月	7日
改正	平成20年	2月	1日
改正	平成25年	3月	1日
改正	令和2年	1月	27日
改正	令和3年	10月	1日
改正	令和6年	4月	1日

### 第1 目的

この要綱は、地震等の自然災害や交通事故等の都市型災害・救急現場で救命処置等を行う災害派遣医療チーム「大分DMA T (Disaster Medical Assistance Team)」(以下「大分DMA T」という。)の設置及び編成並びに運営に関し、必要な事項を定める。

### 第2 指定病院

- (1) 知事は、大分DMA Tの設置及び編成並びに運営につき、協力を申し出た病院を大分DMA T指定病院(以下「指定病院」という。)として指定する。
- (2) 知事は、前項による指定に当たっては、大分県災害医療対策協議会の意見を求めることとし、同協議会において承認が得られた病院を指定病院として指定する。
- (3) 知事は、第1項による指定をしたときは、指定病院に対して指定証を交付する。
- (4) 知事は、県と指定病院との間で、大分DMA Tの派遣に関する協定を締結する。

### 第3 編成

- (1) 大分DMA Tは、指定病院の職員をもって編成する。
- (2) 大分DMA Tの構成は、医師1名に、看護師1名又は業務調整員1名を加えた計2名を最小単位とする。ただし、DMA T活動に必要な連絡、調整、情報収集等のロジスティクス業務については、医師、看護師又は業務調整員のうちいずれか1名を最小単位とする。

### 第4 隊員登録

- (1) 大分DMA Tの隊員は、次のいずれかに該当する者とする。
  - ア 大分県が実施する大分DMA T隊員養成研修を終了した者
  - イ 厚生労働省が実施する災害派遣医療チーム研修を修了した者
  - ウ 東京都が実施する東京DMA T研修を修了した者
  - エ ア又はイ又はウに準ずる災害医療研修を修了した者

オ ア又はイ又はウと同等の学識・技術を有すると認められる者

- (2) 指定病院の開設者は、隊員候補者を知事に推薦する。
- (3) 知事は、推薦のあった者を隊員として登録するとともに、隊員に対して登録証を交付する。
- (4) 隊員は、登録証の記載事項に変更が生じたときは、指定病院の長を経由して、知事に対して変更申請を行う。
- (5) 登録証の有効期間は、発行した日から同日の属する年度の翌年度から5年を経過するまでの期間とする。
- (6) 登録証の有効期間満了に伴う更新は、登録者及び指定病院の長からの更新申請に基づき、資格更新要件を勘案して行うこととし、新規登録の手続きに準じて行う。
- (7) 登録者の資格更新要件は、原則として登録証の有効期間内に下記のいずれか5つを満たすこととする。(重複可)

なお、①～④に関しては、受講者、訓練参加者、講師、見学等の参加形態は問わないものとし、本人の申請に基づくものとする。

- ① 国及び大分県主催の各種DMAT研修への参加
- ② 各種学会の災害セッションへの参加
- ③ 国、各都道府県及び市町村主催の各種災害訓練への参加
- ④ 国、大分県、大分県内各市町村及び各種学会主催の各種災害関連講習会への参加
- ⑤ 大分DMATとしての出動

## 第5 出動基準

- (1) 大分DMATの出動基準は、災害又は事故により、被災現場において、医療を必要とする傷病者が1人以上いると、消防機関が判断した場合とする。ただし、傷病者全員が事故現場から速やかに救助され、医療機関への搬送が可能な場合を除く。
- (2) 災害の特殊性等により、知事が大分DMATの出動が望ましいと判断した場合。

## 第6 出動

- (1) 知事は、出動基準に照らし、大分DMATの出動が必要と認められるときは、指定病院の開設者に対して、大分DMATの出動を要請する。
- (2) 指定病院の開設者は、知事から出動要請を受けたときは、大分DMATを出動させる。
- (3) 指定病院の開設者は、知事と連絡が取れない等の緊急やむを得ない場合(消防機関から直接、出動要請を受けた場合を含む。)には、速やかにその被害状況について情報収集を行い、その情報により出動させる必要があると認められたときは、大分DMATを出動させることができる。

- (4) 指定病院の開設者は、前項の規定により大分DMA Tを出動させた場合には、速やかに知事に報告し、その承認を得るものとする。この場合において、知事が承認した大分DMA Tの出動は、知事の要請に基づく出動とみなす。
- (5) 現場での活動が終了した後、出動した大分DMA Tは、指定病院の開設者を經由して活動記録を知事に報告する。

## 第7 活動内容

大分DMA Tの活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害現場での医療情報の収集と伝達
- (2) 災害現場でのトリアージ、救命処置、搬送支援
- (3) 広域搬送拠点におけるトリアージ、救命処置、搬送支援
- (4) 被災地内の病院における診療支援
- (5) その他災害現場における救命活動に必要な措置
- (6) 県災害対策本部等における連絡、調整、情報収集等

## 第8 装備品等

知事は、大分DMA Tの装備品を、指定病院の開設者に貸与する。

- (1) 貸与する装備品は、ユニフォーム、帽子、ヘルメット、ヘッドライト、防寒着、安全靴、肘当て、膝当て及び救急バッグとする。
- (2) 装備品の管理については、別に定める。

## 第9 補償

知事は、大分DMA Tの救命活動に伴う事故に対応するため、隊員を傷害保険に加入させるものとし、当該保険料を負担する。

## 第10 協議

この要綱に定めのない事項、またはこの要綱に関し疑義が生じた事項については、知事と指定病院の開設者が協議のうえ決定する。

## 第11 日本赤十字社大分県支部との協働

- (1) 日本赤十字社大分県支部が設置する医療救護班は、本要綱における大分DMA Tと協働して活動するものとする。
- (2) 前項の規定による協働の内容は、知事と日本赤十字社大分県支部が協議のうえ、決定するものとする。

## 第12 事務局

大分DMA Tに係る下記事項の処理を行うため、大分DMA T事務局を医療政策課内に設置する。

- (1) 大分DMA T隊員の管理

- (2) 大分DMA T活動事案の集計
- (3) 大分DMA Tに係る各種研修の企画及び運営
- (4) 大分DMA T活動に係る検討会の企画及び運営
- (5) 各種災害関係イベントの情報収集及び隊員への情報発信
- (6) 実災害時の大分DMA T派遣に係る調整及び連絡
- (7) その他大分DMA Tに係る事項